

# いじめ防止基本方針

令和5年4月  
磐田市立神明中学校

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団から無視をされる
- 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

（平成26年3月「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋）

### (2) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなると考えられる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていく必要がある。社会全体で、健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていく。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む必要がある。

#### ア いじめの未然防止

生徒は成長する中で、家庭や様々な集団において、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていく。その中で、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切である。生徒の発達に合わせ生徒を理解し、生徒の思いを生徒の立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、生徒との信頼関係をつくり上げていくことが、生徒が自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要である。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切である。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、生徒を温かく、時に厳しく見守っていく必要がある。

学校においては、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動や道徳の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切である。

## イ いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、生徒の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

### (ア) 早期発見

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、生徒を見守り続けていくことが求められる。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ている。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切である。

家庭では、日頃の対話や態度などから、生徒の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切である。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要である。

### (イ) 早期対応

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められる。

いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要である。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要である。

## ウ 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなったりする場合、関係機関と連携することが大切である。

学校が、いじめている生徒に対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要である。

○学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした

## 情報共有体制の構築

- 医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- 人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

## 2 いじめの防止等のための対策

### (1) 本校におけるいじめ防止対策

#### ア いじめ未然防止等に関する具体的な取組

##### (ア) いじめが起こりにくい集団づくり

- 道徳教育の推進を図り、社会性や規範意識を高め、互いを認め会える人間関係づくりを教育活動全体を通し充実を図る。
- 道徳・学活等でいじめについて考える機会をつくり、生徒同士でいじめをなくそうとする態度を育てる。
- いじめに関わる個別指導といじめを許さない集団づくりに取り組む。
- 短学活等で善行を認める場を意図的につくる。
- 行事等、生徒自身が計画を立て、取り組むことを通し、連帯感や達成感、互いのと力を認め合う場をつくる。
- いじめ問題の教職員の研修、保護者や地域への啓発活動に取り組む。
- わかる・できる授業を目指し、学習意欲の向上と共に自己肯定観を高め、生徒の心の安定を図る。

##### (イ) 早期発見のために

- 日常生活における生徒の実態を把握し早期発見に努める。
- 計画的な情報収集の方法として、また「○人間関係づくりプログラム（全学年、年3回実施）」、「生活を明るくする調査(全学年5月、10月、2月実施)」を行う。
- 活動組織として、いじめ対策委員会を設置する。また、必要に応じて緊急いじめ対策委員会を設置する。
- 生徒の些細な変化に気づくために若い樹（予定帳）の三行日記、朝の声掛、保健室の様子などの情報を積極的に活用する。

##### (ウ) 地域・家庭との連携を密にし、以下の呼び掛けを定期的に行う。

- 家庭での会話を増やす。
- 親子共にいじめについて考える時間をつくる。
- ちょっとした変化（顔色、声等）に心掛ける。
- パソコンや携帯電話等、親が気にかけていることを示す。
- 地域の行事への参加（異年齢との交流）

#### イ 本校におけるいじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等と連携する。

##### (ア) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

##### (イ) 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(ウ) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

○いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

○事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。

また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

○問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ発生時の対応の流れ

ア 基本的な流れ

いじめ情報をキャッチした場合、直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、いじめられた生徒を守る体制づくり・見守る体制づくり（登下校、休み時間、部活動等）に配慮し、以下について検討し、学校体制で対応する。

- 実態把握
- 指導体制・方針決定
- 生徒への指導・支援
- 今後の対応

イ 重大事態への対応

(ア) 重大事態のケース

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒の自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

○生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(イ) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校長の判断のもと、速やかに「緊急いじめ対策委員会」を設け、事態への対策や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(ウ) 情報の提供

重大事態が発生した時には、直ちに学校の設置者（市・市教委）に報告・相談を行う。

(エ) 情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(オ) 報道への対応

報道発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、断片的な情報で誤解を与えたりすることの無いよう留意する。また、自殺については連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道への在り方に特別の注意を行う。

(3) 取組の年間計画

月	職員の活動	生徒の活動	保護者・地域との連携
4月	○いじめ防止基本方針 についての確認 ○生徒理解の会	○学級目標作り ○修学旅行 ○フィールドワーク	
5月	○生活を明るくする調査① ○いじめ対策委員会①	○緑風祭（体育大会）	○授業参観 ○学級懇談会
6月	○学府合同研修会① ○教育相談①	○アクティブタイム①	○民生児童委員懇談会 ○学校運営協議会① ○学校公開週間
7月	○三者面談①		
8月	○学府合同研修会②		
9月			
10月	○学府合同研修会② ○生活を明るくする調査② ○いじめ対策委員会②	○アクティブタイム② ○鈴歌祭（合唱コンクール）	○学校公開週間
11月	○教育相談②		○学校評価 ○学校運営協議会② (学府合同)
12月	○三者面談②		
1月	○生活を明るくする調査③ ○いじめ対策委員会③		
2月	○学級編成会議		○授業参観会 ○学級懇談会
3月	○いじめ防止基本方針について の検討		○学校運営協議会③